



厚生労働省
埼玉労働局発表
平成27年2月27日

担当

埼玉労働局労働基準部監督課
監督課長 友住弘一郎
主任監察監督官 布施武雄
TEL 048-600-6204

監督を実施した83.9%の事業場に対し、労働基準法関係法令違反を是正指導 －自動車運転者に関する監督指導の実施状況について（平成26年速報）－

自動車運転者（トラック、バス、タクシーなど）については、従来から長時間労働の実態が認められることから、埼玉労働局（局長 阿部充）では、自動車運転者を使用する事業場に対し、管下の労働基準監督署による重点的な監督指導を実施しているところです。

今般、平成26年分の自動車運転者に関する監督実施状況（平成26年1月～12月実施分）について、以下のとおりとりまとめましたので、発表します。

【概要】

1 監督指導の実施結果

- ① 監督指導を実施した118事業場のうち99事業場（違反率83.9%）に何らかの労働基準関係法令違反が認められた。
- ② 違反のあった99事業場のうち、労働時間に関する違反は67事業場（違反率56.8%）に認められ、平成25年の全産業の違反率（27.4%）*を大きく上回っている。
- ③ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準」という。）に関する違反は82事業場（違反率69.5%）に認められた。

2 今後の対応

埼玉労働局では、引き続き自動車運転者を使用する事業場に対する重点的な監督指導を実施することとしている。

* 平成26年の全産業の違反率は集計中である。

1 監督指導の実施結果

(1) 違反状況は以下のとおりです。(資料参照)

① 平成26年1月から12月までの間に、監督指導を実施した自動車運転者を使用する118事業場のうち、労働基準法をはじめとする労働基準関係法令について、何らかの違反が認められたものは99事業場(違反率83.9%)でした。平成25年の監督指導における全産業の違反率は67.9%であり、労働条件確保上問題が多い状況が認められます。

② 違反のあった99事業場のうち、主な違反は資料のとおりであり、特に労働時間に関するものは67事業場(違反率56.8%)で認められ、全産業での違反率(27.4%)を大きく上回っており、労働時間管理が適切になされていない状況が認められます。

③ 自動車運転者の労働の実態を考慮し、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的として制定されている「改善基準」に関する違反状況は以下のとおりであり、拘束時間や休息期間が適切に管理されていない等の状況が認められます。

ア 総拘束時間に関するもの(一定期間における総拘束時間が基準を超えているもの)…… 58件(違反率49.2%)

イ 最大拘束時間に関するもの(1日における最大拘束時間が基準を超えているもの)…… 67件(違反率56.8%)

ウ 休息期間に関するもの(勤務と勤務の間の時間で、労働者にとって全く自由な時間が基準を下回っているもの)…… 49件(違反率41.5%)

エ 最大運転時間に関するもの(一定期間における運転時間が基準を超えているもの)…… 16件(違反率13.6%)

オ 連続運転時間に関するもの(運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に運転を中止して30分以上の休憩等を確保していない等)…… 28件(違反率23.7%)

カ 休日労働に関するもの(2週間に1回を超えて行われている)……12件(違反率10.2%)

(2) 監督指導において労働基準関係法令違反及び改善基準違反が認められた事業場に対しては、その是正指導を行ったところです。

2 今後の対応

埼玉労働局では、引き続き自動車運転者を使用する事業場に対する重点的な監督指導を実施していくほか、埼玉運輸支局と連携した集団指導の実施などを進めていきます。

自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導の実施状況

1 労働基準関係法令違反の状況

監督指導実施状況（平成 26 年 1 月～12 月）								
	実施件数	違反件数 (違反率)	①労働時間に関するもの		②割増賃金に関するもの		③休日労働に関するもの	
			違反件数	違反率	違反件数	違反率	違反件数	違反率
自動車運転者	118	99 (83.9%)	67	56.8%	33	28.0%	13	11.0%
全産業 (平成 25 年)	3079	2090 (67.9%)	844	27.4%	542	17.6%	52	1.7%

違反の態様

- ① 労働時間に関するもの
時間外労働協定の締結・届出を行わず又は協定した時間外労働の延長時間を超えて労働させているなど
- ② 割増賃金に関するもの
法定労働時間を超えて労働させているのに、法定の割増賃金を支払っていないなど
- ③ 休日に関するもの
1 週間に 1 日又は 4 週間に 4 日の休日がない、休日労働に関する協定の範囲を超えて休日労働をさせているなど

2 改善基準違反の状況

監督指導実施状況（平成 26 年 1 月～12 月）								
	実施件数	告示違反事業場数 (違反率)	改善基準告示違反事項（違反率）					
			総拘束時間	最大拘束時間	休息期間	最大運転時間	連続運転時間	休日労働
自動車運転者	118	82 (69.5%)	58 (49.2%)	67 (56.8%)	49 (41.5%)	16 (13.6%)	28 (23.7%)	12 (10.2%)

1 業種別の労働基準関係法令違反の状況

		監督実施 事業場数	違反事業場数 (違反率)	主要違反事項 (違反率)		
				労働時間	割増賃金	休 日
トラック	平成 25 年 1 月～12 月	83	66 (79.5)	53 (63.9)	34 (41.0)	8 (9.6)
	平成 26 年 1 月～12 月	87	75 (86.2)	53 (60.9)	26 (29.9)	10 (11.5)
バス	平成 25 年 1 月～12 月	21	14 (66.7)	10 (47.6)	6 (28.6)	0 (0.0)
	平成 26 年 1 月～12 月	10	10 (100.0)	6 (60.0)	2 (20.0)	1 (10.0)
ハイヤー・タクシー	平成 25 年 1 月～12 月	10	9 (90.0)	7 (70.0)	7 (70.0)	0 (0.0)
	平成 26 年 1 月～12 月	8	5 (62.5)	2 (25.0)	2 (25.0)	0 (0.0)
その他	平成 25 年 1 月～12 月	7	3 (42.9)	2 (28.6)	3 (42.9)	0 (0.0)
	平成 26 年 1 月～12 月	13	9 (69.2)	6 (46.2)	3 (23.1)	2 (15.4)
計	平成 25 年 1 月～12 月	121	92 (76.0)	72 (59.5)	50 (41.3)	8 (6.6)
	平成 26 年 1 月～12 月	118	99 (83.9)	67 (56.8)	33 (28.0)	13 (11.0)

2 業種別改善基準告示違反の状況

		監督実施 事業場数	告示違反事業場数 (違反率)	改善基準告示違反事項 (違反率)					
				総拘束時間	最大拘束時間	休息期間	最大運転時間	連続運転時間	休日労働
トラック	平成 25 年 1 月～12 月	83	53 (63.9)	39 (47.0)	42 (50.6)	30 (36.1)	8 (9.6)	18 (21.7)	4 (4.8)
	平成 26 年 1 月～12 月	87	64 (73.6)	50 (57.5)	52 (59.8)	40 (46.0)	12 (13.8)	25 (28.7)	10 (11.5)
バス	平成 25 年 1 月～12 月	21	10 (47.6)	5 (23.8)	9 (42.9)	3 (14.3)	1 (4.8)	1 (4.8)	0 (0.0)
	平成 26 年 1 月～12 月	10	8 (80.0)	3 (30.0)	7 (70.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	2 (20.0)	0 (0.0)
ハイヤー・タクシー	平成 25 年 1 月～12 月	10	6 (60.0)	4 (40.0)	6 (60.0)	3 (30.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	平成 26 年 1 月～12 月	8	4 (50.0)	1 (12.5)	4 (50.0)	2 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
その他	平成 25 年 1 月～12 月	7	1 (14.3)	1 (14.3)	1 (14.3)	1 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	平成 26 年 1 月～12 月	13	6 (46.2)	4 (30.8)	4 (30.8)	4 (30.8)	2 (15.4)	1 (7.7)	2 (15.4)
計	平成 25 年 1 月～12 月	121	70 (57.9)	49 (40.5)	58 (47.9)	37 (30.6)	9 (7.4)	19 (15.7)	4 (3.3)
	平成 26 年 1 月～12 月	118	82 (69.5)	58 (49.2)	67 (56.8)	49 (41.5)	16 (13.6)	28 (23.7)	12 (10.2)

() は監督実施事業場に対する割合である

「自動車運転者の労働時間等の改善に関する基準」について

1. 趣旨

「自動車運転者の労働時間等の改善に関する基準」(改善基準告示)は、バス、タクシー、トラック、などの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その**業務の特性**を踏まえ、全ての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

2. 内容

○ 拘束時間【始業から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)]

原則	トラック	1日	13時間(最大16時間。15超週2回)	1ヶ月	293時間
	バス	1日	13時間(最大16時間。15超週2回)	1週間	65時間
	タクシー(日勤勤務)	1日	13時間(最大16時間)	1ヶ月	299時間

○ 休息期間【勤務と勤務の間の自由な時間】

原則 継続8時間以上

○ 運転時間

トラック: 1日9時間(2日平均)、1週間44時間(2週間平均)

バス: 1日9時間(2日平均)、1週間40時間(4週間平均)

○ 連続運転時間 トラック、バス:4時間以内

※ その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。